

先着順

栃尾地域内
金沢4丁目
東が丘
市有地売却のご案内

長岡市財務部管財課
長岡市大手通2丁目6番地（フェニックス大手イースト6階）
電話：0258-39-2211（直通）

市有地売却要項

長岡市が所有する土地を以下の要領により先着順で売却します。

■ 申込受付期間

令和2年3月9日（月曜日）から

受付時間：午前8時30分から午後5時15分まで

※ 土曜日、日曜日及び祝日を除きます。

■ 申込資格

個人又は法人が申込資格者となります。ただし、次に該当する方は申込みできません。

- (1) 地方自治法施行令第167条の4第1項に該当する者
 - ア 成年被後見人
 - イ 未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ていない者
 - ウ 破産者で復権を得ていない者
- (2) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）が、経営に実質的に関与していると認められる者
- (3) 自己若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用していると認められる者
- (4) 暴力団員と認められる者
- (5) 暴力団若しくは暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持若しくは運営に協力し、又は関与していると認められる者
- (6) 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有すると認められる者
- (7) 法人であって、その役員（その支店又は営業所を代表する使用人を含む。(8)において同じ。）が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用していると認められるもの
- (8) 法人にあつては、その役員のうちに(4)から(6)までのいずれかに該当する者があるもの

■ 申込条件

なお、法人についても同様に、1法人につき1人とします。

複数区画の申込みが可能ですが、買受申込一件につき、一区画の申込みとします。

■ 申込先（問い合わせ先）

〒940-0062

新潟県長岡市大手通2丁目6番地 フェニックス大手イースト6階

長岡市 財務部 管財課

電話：0258-39-2211（直通）

■ 申込の方法

市有財産売却関係書類内の「土地買受申込書」及び「誓約書」（過去2年以内に「誓約書」を提出したことがある場合は、不要です。）に必要書類を添えて、上記申込先に持参してください。なお、郵送・電話・ファックス・メールによる申し込みは受けません。

■ 申込時に持参していただくもの

- (1) 土地買受申込書
- (2) 個人の場合は住民票の世帯全員の写し（1通）（発行から3ヶ月以内）
法人の場合は現在事項全部証明書（1通）（発行から3ヶ月以内）
- (3) 誓約書（過去2年以内に提出したことがある場合は、不要です。）
- (4) 印鑑

■ 売却地の表示及び価格

【金沢4丁目】

物件番号	所在地	地目	売却面積	売却価格
1-1	長岡市金沢4丁目丙360番1	宅地	307.28㎡ (約92.95坪)	4,240,464円
1-2	長岡市金沢4丁目丙360番10	宅地	300.25㎡ (約90.82坪)	4,143,450円
1-3	長岡市金沢4丁目丙360番11	宅地	280.57㎡ (約84.87坪)	3,871,866円

【東が丘】

物件番号	所在地	地目	売却面積	売却価格
2-1	長岡市東が丘丙397番209	宅地	286.46㎡ (約86.65坪)	3,466,166円
2-3	長岡市東が丘丙397番216	宅地	320.39㎡ (約96.91坪)	3,492,251円
2-5	長岡市東が丘丙397番214	宅地	306.59㎡ (約92.74坪)	3,617,762円

※ 詳細は、別紙「物件調書」をご覧ください。

■ 売却の方法

適正な「市有財産買受申込書」等の受理後、申込者を買受人と決定し、売り渡します。

なお、買受人が買受けを辞退する場合は、買受人と決定した日の翌日から3日以内に届出ることとし、それ以降は辞退できないものとします。

■ 売買契約

- 1 買受人と決定した方については、買受人と決定した日の翌日から7日以内に長岡市役所において、契約の締結を行います。
- 2 市有財産売買契約書貼付用収入印紙が必要となります。(この費用は、買受人の方からご負担いただきます。)

■ 代金の納入

代金の納入は、全額一括納入とします。

納入期限：市有財産売買契約を締結した日から30日以内

■ 土地の引渡し

売却土地の引渡しは、代金納入後、速やかに行います。

■ 所有権の移転登記

売却土地の所有権移転登記は、代金納入後、直ちに長岡市において手続きします。

登記には登録免許税が必要となります。この費用は、買受人の方からご負担いただきます。

■ その他

- 1 土地は、現状有姿で売却しますので、必ず現地をご確認ください。
- 2 先着順受付のため、既に売却済みである可能性があります、ご了承ください。
- 3 その他不明な点については、表紙連絡先までお問い合わせください。